

米国における障害児関連政策の動向

Research on the Trend of the Educational Policy for Children with Disabilities in the U.S.A.

河 相 善 雄*
KAWAAI Yoshio

筆者は文部科学省在外研究員として、カリフォルニア州での障害児教育実施状況を実際に視察する機会を得たので、米国での障害児関連政策の動向を報告する。現時点では米国の連邦法の概観と参加の機会を得たカンファレンス等で制度面での資料が入手できたことから、本稿では米国の障害児教育の動向と現状を理解しようとした。

まず、連邦法の概観からは、米国の障害児関連法制において注目される変革がなされた1970年代以降の流れを整理した。そこでは、EAHCAからIDEAへの流れでは、障害児の位置づけのパラダイム転換を行いながら、リハビリテーション法やADAとの関連で対象・範囲・概念的な変革をなしてきたようすが明確になった。

次に新たに制定されたNCLBを概観し、障害児教育との関連性について整理した。NCLBの規定により、障害児の教育内容の充実が図られ、障害児の教育保障促進、及び保護者や障害児自身の権利保障推進への期待が大きくなった。さらに教師養成・教師教育に関しても充実が期待されることが明確になった。

こうした整理の結果は、3つのカンファレンスでの内容設定から実証的に確認できた。プレゼンテーションのテーマ及び内容から、連邦法での規定が各州で実務者に敏感に受け止められ、反応を引き出していることが分析された。情報通信機器の充実は注目に値するが、その背景にある差別撤廃政策の動向と障害者問題の接点にある事象としてとらえなければならぬこと、NCLBによってIEPなどがより精緻に作成される必要性が導かれ、単に学校の質的改善だけではなく、療育関係機関、担当者の資質向上が要請されていることが考察された。

キーワード：IDEA リハビリテーション法 ADA NCLB

Key words：IDEA, Rehabilitation Act, ADA, NCLB

はじめに

米国では1975年の全障害児教育法（Education for All Handicapped Children Act of 1975. Pub.L.94-142）成立以来、障害児教育に関して、世界的に注目される法が制定・実施されてきている。筆者は文部科学省在外研究員として、カリフォルニア州での障害児教育実施状況を実際に視察する機会を得たので、米国での障害児関連政策の動向を報告する。

現時点では家族向け能力開発センター（Family Focus Empowerment Center — California State University Northridgeの付属施設）の第一回年次家族・教育者カンファレンスとCSUN付属障害者センター（The Center on Disabilities at California State University Northridge）が主催して開催される年次国際カンファレンス及び障害児問題協議会（Council for Exceptional Children：以下CECと略称）主催の年次国際コンベンションで得られた資料が中心であるが、本稿では、インターネットなどで得られた連邦政府関連

の政策資料を併用しながら、米国の障害児教育の状況を素描しておきたい。

I 米国の障害児関連法制と政策の展開状況

ここでは連邦法の流れを追うことで、米国におけるこれまでの障害児教育政策を整理しておくことにする。

1) 全障害児教育法の成立と展開

周知の通り、米国では1965年初等中等教育法（Elementary and Secondary Education Act of 1965: Pub.L.89-10、以下ESEA）が成立したが、そこから分離・独立する形で、1970年の障害者教育法（Education of Handicapped Act of 1970: Pub.L.91-230、以下EHA）が制定された。Part AからPart Gまでの7章構成の単独法として制定され、同時にPub.L.89-10のTitle VIは廃止された。

7章の構成は次のとおりである。

Part A：総則

Part B：州への援助

*兵庫教育大学第1部（障害児教育講座）

Part C：障害児の特殊ニーズに応ずるための教育センター及びサービス

Part D：障害児教育のための訓練職員

Part E：障害児教育における研究

Part F：障害児のための教材

Part G：特別な学習障害をもつ児童のためのプログラム

以来、世界的に注目される連邦法が制定されてきている。1975年には、EHAのパートBを修正する形で全障害児教育法（以下EAHCA）が制定された。既にわが国でも広く紹介された、すべての障害児に無償の適切な公教育を保障しようとする連邦法である。障害児の発達課題を明記する具体的手段としてIEP（Individualized Education Program：個別教育プログラム）の作成を定め、LRE（Least Restrictive Environment：最も制約の少ない環境）を確保することで障害児の独特のニーズを満たすよう意図している。具体的には、措置の優先権を定め、親の権利保護を強化し、聴聞の機会の保障を盛り込んだ。さらに州教育局が適切な教育環境を整えられない場合には、公費負担で適切なサービスが得られる状況を整備することで無償制・適切性を追求した。

細かな修正はあるが、次に注目されるのは1986年のEHA修正法（Education of Handicapped Act Amendments of 1986: Pub.L.99-457）である。ここでは、対象年齢を新生児にまで拡大し、さらにIFSP（Individualized Family Service Plan：個別家族サービス計画）を定め、早期介入・就学前教育及び家族サービスに焦点づけた強化がなされた。対象年齢だけではなく、「家族」をも視野に入れた拡大によって、LRE確保が図られる必要が認識されたと言える。これはEAHCAが親の権利保障を強化した延長線上にとらえられよう。

次に改正された1990年には、障害ある個人の教育法（Individuals with Disabilities Education Act of 1990: Pub.L.101-476、以下IDEA）と名称変更され、さらに移行プログラムについて強化され、職業前教育に対する方向付けが行われた。そして1983年の障害者教育法修正以降1997年のIDEA修正（Pub.L.105-17）までを通じて、高校から成人の生活までの移行サービスを提供するための初期段階を支援した。これらの法的命令を根拠として、個々の生徒の個別教育プログラムは生徒達のために適切な雇用や他の学校卒業後の成人としての生活目標（例えば適切なコミュニティの部局に生徒を差し向けたり、職業紹介や他のフォローアップサービスを含めて生徒を利用可能なコミュニティリソースに結びつけること）を判別するための移行計画あるいは手続きを含まなければならないこととされた。IEPは同じくそれぞれの移行活動に関して責任の所在を明示することを義務づけられた。最終的に、1997年のIDEA修正では移行計画が14歳に開始されるべきであることが明示されるに及んだ

のである。²⁾

これまで見てきたように、IDEAは「すべての障害児に無償の適切な公教育の保障」を謳いつつ、対象年齢・対象範囲・対象領域の各側面に拡大されてきていると言える。もちろんそれは、単発的に事項を付与していったものではなく、「適切性」を追求し、具体的手段であるIEPの充実を画策した結果として拡大が必要とされてきたのである。そしてIDEAへの名称変更は「障害」を社会的な関係においてHandicapととらえる方向性から、個人のニーズに焦点づけたDisabilityへと概念的変革を行った結果ととらえることができる。

このことは、アメリカ社会特有の問題、すなわち多民族国家としての問題、あるいは国家成立時期から抱える人種差別の問題とも関連してこよう。ESEAには「不利な状況にある児童生徒」を対象としたプログラムが規定されていたし、1980年代には少数民族の問題、文化的・言語学的な問題へと対象領域の拡大が図られてきているのである。

そしてこれらの立法努力により、現在まで大多数の障害児が障害のない子どもたちと同じ通常学級で教育を受けていることが報告され、インクルーシブ教育の浸透を物語っているし、障害ある青年層の高校卒業率と雇用率が劇的な増加を見たことが報告されている。ちなみに卒業率は1984年から1997年までの間に14%の増加を見せ、IDEAの対象となった青年の学校卒業後の雇用率はIDEAの恩恵に浴さなかった同様の障害ある年輩の成人の2倍になるという。また大学の新生児で障害ありとするもののパーセンテージは、1978年から見ると3倍以上に達していると報告されている。¹⁾ これらの事象が示すように、IDEAは障害児者にとって教育段階から社会生活に至るプロセスにおいてかなり重要な位置を占めるものとなってきている。

2) リハビリテーション法と障害あるアメリカ人法の変遷と展開

次にIDEAの流れと並行して展開してきているリハビリテーション法（Rehabilitation Act）に目を移すことにする。

リハビリテーション法は、元は職業リハビリテーション法（Vocational Rehabilitation Act）として修正を重ねてきたが、1973年から名称変更された。そして1973年リハビリテーション法（Rehabilitation Act of 1973: Pub.L.93-112）では、第504条に「第7条で定義される、合衆国内の有資格の障害者は、障害という理由のみによって、連邦の援助を受けたプログラムや事業への参加から排除されたり、それからの利益を拒否されたり、それのもとで差別されてはならない」と規定された。そして1974年の修正リハビリテーション法（Rehabilitation Act Amendments of 1974: Pub.L.93-516）で、Pub.L.

93-112に規定された「障害者」の定義の修正が行われ、みなし規定により対象者の拡大が図られ、これと上記第504条等により、「連邦政府の財政的援助の恩恵を受けるプログラム・事業における障害者非差別(Nondiscrimination on the Basis of Handicapped in Programs and Activities Receiving or Benefiting from Federal Financial Assistance)」という施行規則が出され、強力な障害者差別撤廃政策が実施に移されることになった。

法の名称から「職業」を削除することにより、職業自立が必ずしも最終目標とはならないことが確認され、重度障害者の自立生活への援助を含め、総合的なリハビリテーションの基本的な方向を示すものとなった。そして具体的にはIRP (Individualized Rehabilitation Plan: 個別リハビリテーション計画) に基づいて記述式のIWRP (Individualized Written Rehabilitation Plan: 記述式個別リハビリテーション計画) を作成することが義務化された。

1984年と1986年の修正法 (Pub.L.98-211, Pub.L.99-506) では、連邦政府による援護就労システム変革プロジェクトへの資金提供、障害のある若者へのサービス強化、及び移行サービスを具現化するための州レベルでの移行計画と援助付雇用の制度化、重度障害者対策としての援助付雇用・リハビリテーション工学等、新規サービスを導入した。

こうした経緯を背景としながら、1990年には障害をもつアメリカ人法 (Americans with Disabilities Act of 1990: Pub.L.101-336、以下ADA) が制定される。ADAは、リハビリテーション法を一部修正しつつ、障害にもとづく差別の明確・包括的な禁止を確立する法律であり、雇用 (Title I) ・交通 (Title II) ・建築 (Title III) ・通信 (Title IV) の4領域を対象とする。また、雇用主が障害者に雇用される平等の機会を与えるだけでなく、障害者がそこで働けるように職場を調整しなければならないこととされた。ADAでは、様々な面で差別的処遇撤廃が強調されたのである。この意味では、1973年のリハビリテーション法に由来する第504条の理念が強化されつつ継承されたと言える。

また、リハビリテーション法が全障害児教育法の安定化勢力 (Balance Wheel) として補完関係にあることが言われているが、ADAはIDEAとリハビリテーション法の連携を補強しながら、障害児者の権利保障に重要な役割を果たしていると言って良い。当然のことながら、IDEAと同様、少数民族、文化的差異、性、経済的状況などの要因による障壁を除去する方向性に沿っている。

リハビリテーション法はその後、1992年 (Pub.L.102-569)、1998年 (Pub.L.105-220) に修正されている。これらの修正を通じて援助的テクノロジー (Assistive

Technology: AT) が重視されることになる。障害児者の社会的自立には、コミュニケーションをはじめ、情報や事物へのアクセスが重要な要素となり、そのために機材や施設・設備がアクセシビリティを高めるように整備されることが不可欠になるからである。特に情報通信技術 (Information Technology: IT) の発展により、インフラ整備のために情報機器等を導入するに当たって、配慮が求められたのである。このようなことから第508条を中心に、理念・手続き面で第501条、第504条が注目されている。

このように概念的理解の促進の段階から具体的事物での実施の段階に入っている。意図的ではないにしろアクセス可能でないことは結果として差別的である、という認識が基礎にあるといえる。

II 初等中等教育法とNCLB法

初等中等教育法 (Pub.L.89-10: ESEA) は、1965年に制定され、高等教育以前の段階の教育について総合的に規定した法律である。制定以来、さまざまな修正を重ね現在に至っており、その逐一をここで言及するわけにはいかないが、概略と最新の修正について整理しておくことで、方向性が示されると考える。

ESEAは初期段階には直接的には「障害児」という用語は用いておらず、法文中では、「不利な立場にある児童 (disadvantaged children)」「教育的に排除されている児童 (educationally deprived children)」として、特に低所得家庭の児童に焦点づけた表現がとられているが、定義に『児童』の語は、title IIで使用される場合を除いて、適用され得る州が無償の公教育を提供するような年齢の範囲内にあるどの児童をも含む」(第4条(a)) となっており、これは、身体的、知的、または情緒的障害のために不利な状態にある人々を含んでいる、と考えられている。

また、Title Iにおいて、「低所得家庭の児童」の教育に対する援助を規定し、「不利な状況にある児童の教育に関する全米諮問委員会 (National Advisory Council on the Education of Disadvantaged Children)」の設置を定めた。

1966年の修正では、「障害児 (Handicapped Children)」の規定をし、Title VIとして「障害児教育 (Education of Handicapped)」の条項を追加した。そして障害児教育関連部局・諮問委員会の設置を定めた。その後の修正で障害児教育関連規定の拡充がなされるが、1970年に先述のEHAが成立したことにより、Title VIは廃止された。障害児教育関連規定が分離独立したからといって、ESEAが障害児に対して免責されたわけではない。むしろ教育関連法の基幹として、EHAからEAHCA、IDEAへと展開・拡大することに同調し、整合性を求められて

きている。同時にリハビリテーション法やADAの展開とのバランスも必要で、ESEAは障害児教育に重要なサポートを与え続けてきたと言っても過言ではない。

米国の教育現場はさまざまな問題を抱えている。リハビリテーション法の展開課程でみたような諸問題に加えて、貧困やホームレス、麻薬濫用問題、ドロップアウト問題、などわが国ではまだ潜在的な問題も連邦法で取り扱わなければならないほどに深刻化してきている。そこでESEAの再認可として、子どもを置き去りにしない法(No Child Left Behind Act of 2001: Pub.L.107-110、以下NCLB)が制定された。NCLBは670ページに及ぶ長大な法で、他の法律でしか改廃されないESEAの全面改定と言ってよく、次のようなTitle構成を採っている。

- Title I - 不利な状況にある人の学業成績改善
- Title II - 高い資質の教師や校長の養成と研修及び採用
- Title III - 英語習熟度に制約のある移民の生徒への言語指導
- Title IV - 21世紀の学校
- Title V - 情報を与えられた親の選択と革新的なプログラムの促進
- Title VI - フレキシビリティとアカウントビリティ
- Title VII - インディアン、ハワイ原住民、及びアラスカ原住民の教育
- Title VIII - 影響援助プログラム
- Title IX - 一般条項
- Title X - 廃止、REDESIGNATIONS と他の法規の改正

NCLBで焦点づけられたのは、教育機関のアカウントビリティである。そのために、年度ごとのテスト、財政的柔軟性条項、デモンストレーションプロジェクト、補償教育サービス、修正措置などが規定されている。以下、説明を加える。

本法は、最小限、読解と数学(Reading and Math)について第3学年から第8学年の児童生徒の年度テストを要求した。州は独自のテストを作成することが許されるが、2005-2006年の学校年度までに3学年～8学年のすべての児童生徒に対して実施することを義務づけられ、そして科学が2007-08学校年度までに加わることになっている。そしてNAEP(National Assessment of Educational Progress: 全米熟達度評価)テストに参加するために、各州で隔年のサンプルが必要とされる。参加コストは連邦から助成されるし、NAEPの結果に基づいて報酬や制裁があるわけではない。また連邦政府による国家試験やカリキュラム統制は禁止されている。

州や学区・学校は、教育成果の見返りに、それぞれ連邦から他のプログラムのために交付された資金を一定程度、このことのために振り替え柔軟に運用することがで

ることができる、と規定された。

NCLBは、達成度の低い学校での児童生徒の成績改善の援助のために、学区に対して経済的・専門的な援助を規定した。そしてAYP(Adequate Yearly Progress: 適切な年間進捗)を要求している。AYPとは、学校が在籍年限の12年間以内にすべての児童生徒のために読解、数学と科学で目標の100%の熟達度を達成するための目標とする水準のことである。等しい比率でこれらの中間目標を引き上げていくように要求される。州と個々の学校は2012年までに州内のすべての児童生徒のために読解と数学で100%の熟練度に到達するように、児童生徒の段階的逐次的な達成度の改善状況を提示することとされている。

NCLBは連続2年間AYPを達成することに失敗した学校には、児童生徒の親に別の公立学校に移るという選択肢を提供するように要求する(州法で公立学校の選択を禁止している場合にはこの限りではない)。その場合、他の公立学校に児童生徒を送迎する経費を学区が負担しなくてはならず、それには割り当てを受けたTitle I資金の最高5%までを充当しなくてはならない。

もし学校が連続3年間AYP達成に失敗した場合には、学区は、親によって選択されたプロバイダによる、不利な立場にあり低い成績の生徒に対する個人指導、課外授業、夏期授業などの補償教育サービスを提供しなくてはならないことを、NCLBは規定している。この場合、学区が、割り当てられているTitle I資金の5%をこれらの補償サービスの経費に充当することになる。

さらに学校が連続4年間AYP達成に失敗するなら、学区は、ある特定のスタッフを配置換えするとか、あるいは新たなカリキュラムを実施するというような、学校を改善するための特定の修正措置を実行しなくてはならない。

NCLBの下で、もし学校が連続5年間AYP達成に失敗した場合は、学区は州による支配権取得に応じるとか、民間の契約経営者を雇ったり、学校をチャータースクールに換えるとか、あるいはスタッフ構成の再構築を指導するなどして、学校の運営方法の顕著な変更計画を実行しなければならない。

他の公立学校選択の提供や、補償教育サービスの提供という要求事項は4年目・5年目のケースにも適用され続けることになる。連続2年間AYPを達成した学校は、修正処置あるいは再構築活動を行う義務を負うことは必要とされない。

このようにアカウントビリティを厳しく問うことの裏付けとして、学区に対する補償教育交付金を規定している。

こうした中で、教師の適格性についても、NCLBは、州に2005-2006学校年度の終わりまでに、すべての教師

が高度に適格化されることを保証する計画を策定するように要求している。さらに、教員養成プログラムを修了するすべての新しい教師が高度に適格化された基準に充分適合している必要があるとされた。このことは、教師の「臨時」あるいは「緊急」の免許状がもはや認められないことを意味している。

こうした規定内容の障害児教育への影響について、米国最大の障害児者の擁護団体、CECの説明を以下に要約してみる。³⁾

アカウンタビリティについて、特殊教育政策と実施に関してみれば、NCLBの最も重要な意義の1つはAYPにあると言える。児童生徒の達成能力は貧困、人種、民族性、限定的な英語の熟達度や障害の状態を含めて、たくさんの識別できる要因に基づいて分類集計される。障害ある児童生徒がAYPを達成できなかった場合には、学校はかなり多くの是正措置を施さなくてはならなくなるかも知れない。州規模そして地区規模の評価に関して、障害ある子供たちの達成能力は、部分的にしる学校が将来是正措置に直面するかどうかの鍵を握ることになる。

NCLBのアカウンタビリティ尺度がどのように直接特殊教育の実践に影響を与えるかは完全には明確ではないけれども、NCLBによって求められる州全体の一般的カリキュラム内容の標準を達成することができるように、障害ある児童生徒が一般的教育カリキュラムにふれることを保障するようプレッシャーをかけられることは現実的であろう。このように考えると、結果として一般的教育カリキュラムとIEPとを関連づける点に関して、NCLBはIDEAよりも大きな影響力を持つかも知れない。

職員の資格証明／免許交付に関して、NCLBは州に2005-2006学年の終わりまでにすべての教師が高度に適格化されていることを保証する計画を策定するように要求している。新たに採用される教師は、2002-2003学校年度に始まる高度な適格化の州の基準を満たしていなければならない。教師が高度に適格化されているという必要条件是、中核となるアカデミックな教科を教えるすべての公立の初等・中等学校教師に適用される。

ここでいう「中核となるアカデミックな科目」とは英語、読解あるいは言語科目、数学、科学、外国語、公民と政治、経済学、芸術、歴史と地理を指し、「高度に適格化された」という用語は、以下に当てはまる教師を意図している。

1. 教師としてフルの州の適格証明を有しているか、あるいは
州教師免許試験に合格し、州で教えるための免許状を持っているか、そして
資格証明あるいは免許取得要求事項が緊急、一時的、あるいは暫定的な意味で免除されたものでないこと；
2. 最低限学士号を有していること

3. 教師が教えるアカデミックな科目のそれぞれで、州の定める方法で、教科領域の能力を実証できること。

合衆国（U.S.）教育省当局者との論議をもとに、CECはNCLBの施行規則が特殊教育教師のための同じ必要条件を持つと信じる。すなわち、中核となる問題となっているエリアの少なくとも1つを教えているすべての特殊教育教師は特殊教育と彼らが教える中核となる教科領域との二重の資格証明を持たなくてはならないのである。

これまで見てきたように、米国では教育制度の改革を進める基盤として、NCLBによりESEAの全面改定に踏み切っており、障害児に対する教育も例外ではない。従って、障害児にもNAEPのテストは除外されず、学区や州は一般的教育カリキュラムを基礎に障害児のAYPを実施しなければならないことになる。そのためには、より有効性の高い教育実践が工夫されなければならないし、また担当教師の資質も底上げされる必要がある。AYPの設定に際して基準・標準がどのように定められるのか、知的障害児など、一般的教育カリキュラムでは十分に発達が保障されないとされる子どもたちはカリキュラムを未消化のまま学年が進んでいくことになるのか、あるいは躓きが明確になっている部分に関して、そこで足踏みしてしまうことになるのか、など、実践段階で問題となりそうな事柄が見えてきてしまう。さらにEAHCA以降実施され、IDEAにも継承されているIEPとAYPとはどういう関係としてとらえられるのだろうか。そして経済的問題や家族・近隣との関係において影響を受ける問題はどのように扱われるのか、実態との関連で扱わねば理解できない事柄もありそうである。次節では、米国内で行われているカンファレンスの状況を報告しながら、どういう点が注目されているのかを整理してみる。

III カンファレンスでの話題と障害児者処遇の動向

1) FFECカンファレンス

FFECカンファレンス（Family Focus Empowerment Center Conference）は、カリフォルニア州立大学ノースリッジ校（California State University Northridge、以下CSUN）のFamily Focus Empowerment Centerが主催する年次大会である。今年が第一回目で、これまで準備を進めてきたということであった。2004年3月6日、Granada Hills Charter High School（Granada Hills, California）で開催された。障害児者やその家族、担当指導員・教師向けの地域的な小規模の集会である。参加者に対しては、研修ポイントが付き、申請により、他のカンファレンスと共通のポイントとして蓄積される。

プログラム内容は最初と最後のセッションが全体会で、その間に分科会が3セッションセットされている。分科会は昼食休憩をはさんで各15セットされており、合計で45の話題が提供される（一人で聴講できるのは物理的に言って3つまでである）。

最初の全体会は開催までの経緯とこうした会合の意義について、CSUN名誉教授のDr. Ann Bismoから基調講演があり、次にLos Angeles 統一学区（Unified School District: LAUSD）障害児教育部門副部長のDonnalyn Jacque-Antónから政策の理念や行政的手続きの解説があり、大学等の研究機関、行政機関、保護者層の連携の意義について、講演があった。

第Ⅱ～Ⅳの各セッションでは個別の話題を講義形式で解説するというもので、教師と親のための障害児教育法規、児童生徒のための脳損傷を基礎とした学習、保護者と教師のための権利擁護に関する知識、書類作成の構造化、IEP関連、青年と家族のためのソーシャルスキルトレーニング、学習障害関連、学校卒業後の生活、子どもの成長発達支援の基礎、親の役割とコミュニケーションスキル、子どものニーズの満たし方、自閉症関連、聾教育の動向、抑鬱症の子どもに対する家族と教師の協力態勢、IEPプロセスにおける特別なニーズのある子の権利擁護、など、これは第Ⅱセッションの内容を一覧したものであるが、必要に応じて次のセッションの時間に継続して設定されている。このように、制度・政策、権利擁護、教職教養的内容、課程の教育的力量促進、各障害種別の話題設定等が組み立てられている。上にも書いたように家族・教師向けの会合であるので、話題設定も「家族・教師のための」と銘打っているケースが多い。第Ⅲ・第Ⅳセッションも同様の傾向であった。

最終の全体会のセッションでは、まずCSUNのDr. June Downing教授が「インクルージョンの力」と題してインクルージョンの意義と効用について講演した後、保護者のDawn Anderson Boothが「心配しないで！一人じゃないのよ」と題して体験談と障害児を受け止め

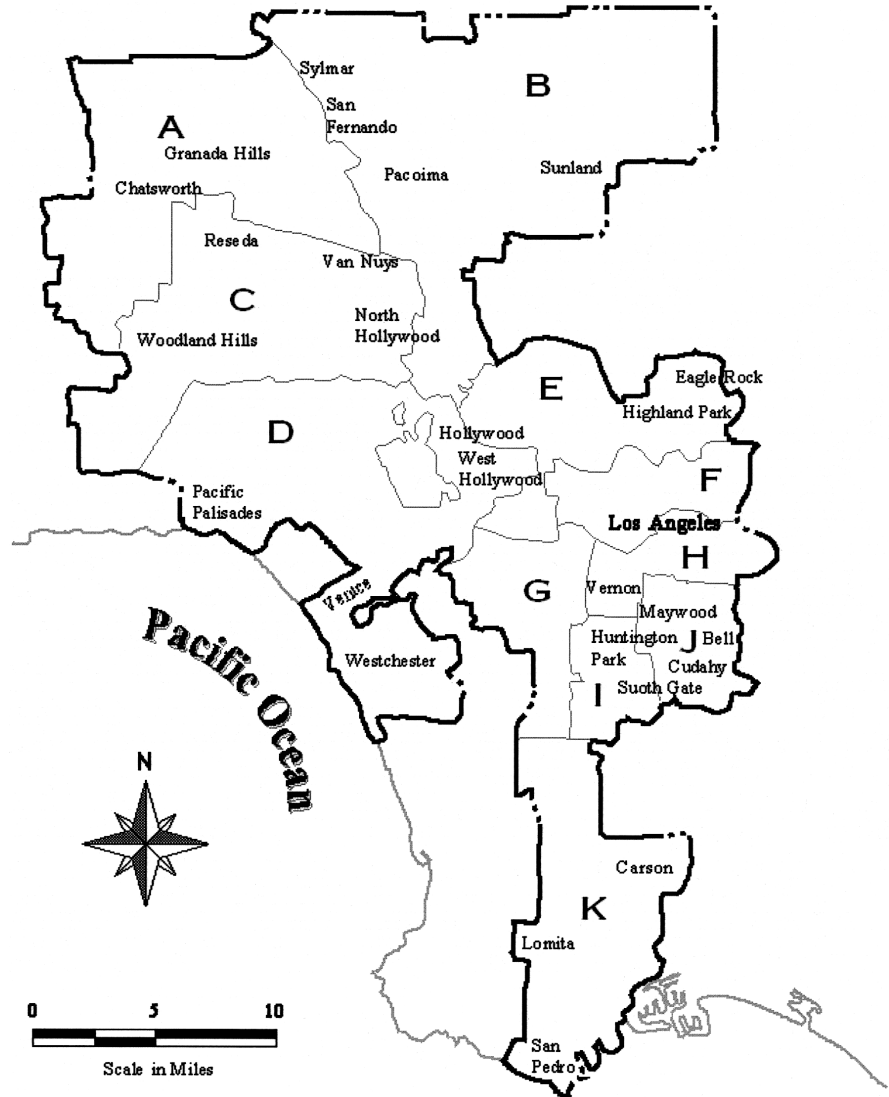


図1 LAUSDの地方学区構成¹⁾

る家族の考えを披露した。

Los Angeles郡はLos Angeles市を中心に他のコミュニティで構成される。LAUSDはこの中に11の地方学区を構成している。郡全体をカバーしているわけではない。FFECカンファレンスは大学の地域貢献と同時に、教員の資質向上策の一環として、行政との協働態勢の下での取り組みとしてとらえられる。

2) CSUNカンファレンス

CSUNカンファレンスはCSUN障害者センターが主催する国際会議で「障害者とテクノロジー」というサブタイトルが付けられている。今年は第19回年次大会である。2004年3月15日～20日の会期で開催された。15・16日はプレカンファレンスとしてワークショップが開催され、本会議は17日以降の4日間である。会場はLA国際空港近くのMarriott及びHiltonホテルの会議施設である。

全米各地から研究者・行政担当者・教育／療育担当者・障害者・家族が参加し、また外国からの参加者も多い。わが国からもツアーを組んで参加するグループもあり、今年は30人を超す人数で参加しているとのことであった。(詳細は榎ユーディットのHP参照、下記に本カンファレンスの記事がある。 <http://www.udit.jp/ud/report/event/csun2004/index.html>)

会議の名称にあるように、このカンファレンスは第I節で扱ったリハビリテーション法第508条に焦点を当てたテーマ設定がなされており、一般セッションのテーマに含まれている項目は以下の通りである。

- AAC (Augmentative and Alternative Communication: 拡大・代替コミュニケーション)
- アセスメントとサービスデリバリー
- 全盲／弱視
- 聾者及び難聴者
- 雇用
- インターネット／WWW
- K-12 (保育園・幼稚園、小・中・高等学校、盲・聾・養護学校)
- 学習障害
- 高等教育
- 全般

また、次のシリーズも設定されている。

- DAISYコンソーシアム・シリーズ

DAISY (Digital Accessible Information System: デジタルアクセス可能情報システム) コンソーシアムは、全盲、及び印刷物を読むことが困難な障害者のために情報提供をする世界中の非営利的な図書館及び組織から構成されている。このコンソーシアムの戦略的プランには国際標準規格の開発、デジタル式記録のソフトウェア、及びマルチメディア利用の購入や携帯デバイスのための包括的読取システム等が含まれている。この連合はこれらのテーマに焦点を絞ったいくつかの発表をまとめている。

- EASIプロジェクトセッション

EASI (Equal Access to Software and Information: ソフトウェア及び情報への平等なアクセス)は、障害をもつ人々も他の一般の人々と同様に情報やリソースにアクセスできなければならないと考える。EASIの使命はこのようなアクセスを、実際の会合でのワークショップ、及びネットワーク上でのオンラインでのワークショップ、出版物やビデオ、eメール討論のリスト、ウェブ・サイト、電子刊行物、広範囲のさまざまな地域的及び全国的会議への参加等の手段を通じて促進していくことにある。EASIはCSUN 2004年の会議において6種の発表をまとめている。

- アクセスITセッション

ワシントン大学の教育におけるアクセス可能情報技術国立センター (AccessIT) は、すべての全米の学術レベルでの教育機関における情報技術への障害者のアクセスを増大させることに従事している。本シリーズのセッションではアクセシブルなウェブページ、アクセシブルな教育ソフトウェア、及びアクセシブルな電氣的通信・事務機器に関する情報を取り扱っている。

プリカンファレンスワークショップでは、2日間に渡って20の分科会に分かれて議論が展開された。開催時間は両日とも9:00~16:30であり、各日登録した1つのワークショップに参加できる。分科会のテーマを具体的に紹介しておく、次のようなものである。

- A. 障害ある人向けのコンピュータアクセスとアプリケーション: テクノロジーとサービスデリバリー
- B. 適応的テクノロジー利用者向けのアクセス可能HTMLデータ構築入門
- C. PowerPoint: 極限まで使い込む
- D. 言語、読み書き能力、学習: 読解初心者に対する一挙投入
- E. 生涯を通じての学習障害者: 十分な潜在的能力到達のための評価、判別、介入
- F. 州レベルでの第508条の実施: 理由と方法
- G. AT概観
- H. 十分にアクセス可能な後期中等教育のキャンパス開発
- I. 職業施設評価への序文
- J. 挑戦的経済におけるAT資金獲得のための創造的方略
- K. 視覚障害者のための施設設備の特徴点と機能性探索
- L. ATと自閉症
- M. 第508条によるウェブアクセシビリティの達成
- N. Mac OS Xのアクセシビリティと自在学習
- O. AACの概観
- P. 学習活動の生成: 若年層及び幼児段階にある子どもへのシンプルな適用
- Q. 合衆国政府のイニシアティブ: 障害ある人の雇用促進に向けたテクノロジーの利用
- R. 生涯を通じての学習障害者: 調和的なテクノロジーの解説
- S. 援助的テクノロジーの評価プロセス
- T. 聾及び難聴者によるATの利用

本会議のセッションは各日16会場に分かれて8:00(17日は7:30)~16:00から17:00頃までの間に6セッションが設定されている。最終日は13:00までの4セッションで、結合されたり、会場によっては空き時間があるが、合計で350程度のセッション数である。

カンファレンスのセッションとは別にブースを設けての展示会も並行して開催されている。ブースの数は配置図では213であった。展示は電子機器メーカーをはじめ障害者福祉機器類のメーカー、出版社などの企業体と自治体などの障害者対応部門や研究部門などが同数程度でかなりの部分を占め、残りは非営利団体やグループによるものようであった。

国際会議として19回開催の実績があり、連邦法の裏打ちがあるとはいえ、これだけの規模で開催できることはリハビリテーション法で示された政策の下でのプログラムがかなり精力的に取り組まれていることを実証していると言えよう。特にインターネットの普及で不可欠になったコンピュータや周辺機器、ソフトウェア、そしてこれら電子通信技術を活用したAT・AAC機器の充実はかなり熱心に取り組まれているように思われる。

3)CECコンベンション

CECコンベンションは障害児問題協議会が開催する年次大会で、CECは1922年の創設であり、1923年に第1回年次大会が開催されたことは記録から読み取れるが、中断の有無に関しては不明であるので、今年が何回目なのかは確認できていない。表記では「2004 CEC Convention & Expo」となっており、計算上は82回目になる。ルイジアナ州ニューオリンズのErnest Morial Convention Centerで2004年4月14日～17日の会期で開催された。14日はプリコンベンションワークショップであり、夕方に一般セッションの開会式とノースカロライナ州の郡部で革新的な教育実践を行ったことで注目を集めているRon Clarkによる基調講演が行われた。

プリコンベンションワークショップでは19のセッションが設定されており、セッションは一般的なセッションとCECの10の特集要素によるセッションとから構成され、合計数は762であった。また、CSUNカンファレンスと同様、展示会も並行して行われたが、300近いブースが設定され、かなりのにぎわいを見せた。350ページを超えるプログラムからは、紙幅の関係でコンベンションの全容を紹介するには無理があるが、何点か、気づきを報告しておきたいと思う。

注目されるのは、上に挙げた特集とも言える10のストランド(Strand)である。ストランドは一般のセッションと形式的には何ら変わったところはないが、話題を設定して課題研究を集め、一連のテーマを議論しようとしている。従ってある系列のストランドのセッションをつないでいけば、プリコンベンションワークショップと同じように、まる一日かけて、ストランドリーダーが構想した議論の流れで研修を深めることができるようになっている。Cは自閉症に関するもの、FがIDEA、Gが連邦の教育政策、Iは教育方法・教育経営関連、であったが、それ以外の6つは、NCLBを強く意識したものが設

定されている。数学・読解・読み書き能力・障害児教育における教育の質・法の規定内容と政策・インディアン教育と21世紀の学校、などである。第2節で扱ったNCLBが実施時期を迎えていることもあり、かなり意識が高いことがうかがわれる。

展示内容も一般的教育カリキュラム、数学指導・読解指導・科学指導に関する機器・図書・教材が多かった。CSUNカンファレンスと異なり、コミュニケーション機器にだけ重点が置かれているという印象はない。同様の機器メーカーが展示も出しているが、数はかなり減少していた。自治体の雇用関係のブースがいくつか設定されているのが印象に残った。また、少数民族のグループらしきブースでは民芸品の即売会が催されていたのも印象に残った。

IV まとめ

本稿では米国の連邦法の概観と参加の機会を得たカンファレンス等から、米国の障害児教育の動向と現状を理解しようとした。

まず、連邦法の概観からは、米国の障害児関連法制において注目される変革がなされた1970年代以降の流れを整理できたように思う。そこでは、EAHCAからIDEAへの流れでは、障害児の位置づけのパラダイム転換を行いながら、リハビリテーション法やADAとの関連で対象・範囲・概念的な変革をなしてきたようすが明確になった。またIDEA・ADA・リハビリテーション法の位置づけも明確にできた。

次に米国の学校教育の基盤とも言える法制の改革において、新たに制定されたNCLBを概観し、障害児教育との関連性について整理した。それによると、NCLBは障害児に対して一見困難な達成要求をなしているように思われるが、このような規定がなされたことで、障害児の教育内容の充実が図られ、教育保障が進む可能性が大きくなったことと、保護者や障害児自身の権利保障が進められる期待が大きくなったことが明確になった。さらに教師養成・教師教育についても充実が期待されていることが明確になった。

こうした整理の結果は、3つのカンファレンスでの内容設定から実証的に確認できたように思われる。特に後2者のプレゼンテーションのテーマ及び内容からは、連邦法での規定が各州で如何に敏感に受け止められ、反応を引き出しているかが、確認できる。なるほどCSUNカンファレンスで見られた情報通信機器の充実は確かに注目に値するが、単に技術革新の尺度だけでとらえるのではなく、むしろその背景にある差別撤廃政策の動向と障害者問題の接点にある事象としてとらえなければならない。また、NCLBは、州や学区に対して厳しい規定内容を含んでいるが、それによってIEPなどがより精緻に作

成される必要性が導かれ、単に学校の質的改善だけではなく、療育関係機関、担当者の資質向上が要請されていることがCECコンベンションの討議や参加者の態度から観察された。

今後は本稿で扱った連邦法や関連資料の分析を進めるとともに、実態として、カリフォルニア州でどのような制度が採用・実施されているのか、またその実態がどうなっているのかが明らかにされなければならない。

引用参考文献

(法律に関しては法律名と公法番号を本文中に記載したので、ここでは省略した)

- 1) U.S. Office of Special Education Programs, *HISTORY: Twenty-Five Years of Progress in Educating Children with Disabilities Through IDEA.*, Washington D.C., 2003. p.2.
(<http://www.ed.gov/>)
- 2) National Center for Educational Statistics, *Digest of Education Statistics, 2002. Chapter 4: Federal Programs for Education and Related Activities*, 2004.
(http://nces.ed.gov/programs/digest/d02/ch_4.asp)
- 3) Council for Exceptional Children, *No Child Left Behind Act of 2001: Reauthorization of the Elementary and Secondary Education Act – A Technical Assistance Resource*. 2004. (CECコンベンションでの配付資料)
- 4) http://notebook.lausd.net/servlet/page?_pageid=1204&_dad=ptl&_schema=PTL_EP
- 5) Council for Exceptional Children, *Public Policy Update*. 2004. (CECコンベンションでの配付資料)
- 6) U.S. Department of Education, *No Child Left Behind – A parents Guide.*, 2003.
- 7) U.S. Department of Education, *No Child Left Behind – A Toolkit for Teachers.*, 2003.
- 8) Georgia Tech Research Corporation, *Speak Out! About Inaccessible Information and Telecommunication Technology.*, 2004.
- 9) Family Focus Empowerment Center at California State University, Northridge, *1st Annual Family and Educator Conference - Conference Program.*, 2004.
- 10) The Center on Disabilities at California State University, Northridge, *19th Annual International Conference - Conference Program.*, 2004.
- 11) Council for Exceptional Children, *2004 CEC Convention & Expo.*, 2004.